

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 自衛防災組織に関する事項

一 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に三の規定により消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車一台につき五人の防災要員を置くとともに、可搬式放水銃等を備え付けなければならないものとする。 (第七条第一項及び第十五条関係)

二 特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に三の規定により消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、その消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を指揮者及び泡消火薬剤の算定対象に含めることとする。 (第七条第二項及び第十四条関係)

三 特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けているときは、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車一台につき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、甲種普通化学消防車 (第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべきものを除く。)、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車

それぞれ一台を備え付けているものとみなすものとする。 (第十六条第三項関係)

第二 共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員に係る基準について、第一の三の規定を準用するとともに、第一の一及び二に準じて防災要員、指揮者、泡消火薬剤及び可搬式放水銃等を置くこと等を定めることとする。 (第二十条第一項関係)

第三 その他所要の改正を行うこととする。

第四 この政令は、公布の日から施行すること。 (附則関係)